

<生前贈与が相続対策で使えなくなる？>

FPネットワーク神奈川会員 須藤毅一

昨年12月に発表された自民党・公明党の令和3年度税制改正大綱に「相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直す」という一文が掲載されました。具体的にどのように見直すのかについての記載がないので詳細は今後の税制改正大綱の発表を待たなければわかりませんが、生前贈与を行うことによって財産を子や孫に移転させて相続財産を減らして相続税がかからないようにしようとお考えの方には注意が必要になります。この機会にあらためて贈与税の課税関係について確認しておきましょう。

■ 原則、1年間に110万円までの贈与は非課税

「暦年課税制度」と言われますが、贈与税は毎年1月1日から12月31日までの1年間に受けた贈与額から基礎控除額（110万円）を控除した金額に贈与額が多くなるほど税率も高くなる超過累進税率（10%～55%）を乗じて税額を計算します。つまり、年間110万円までの贈与には贈与税がかかりません。

贈与にはあげる人（贈与者）と受け取る人（受贈者）の双方の意思確認が必要なため「贈与契約書」のような書面を作成し、実際にお金を動かす（通帳に入金する）など事跡を残しておくことがおすすめです。

この方法で贈与を行ったとしても相続開始前3年以内の贈与については相続財産に加算して相続税を計算することになります。（この間に贈与税を納税していれば相続税の前払いとして相続税額から控除されます。）

これが贈与税の原則です。

■ 相続時精算課税制度

これに対して、60歳以上の父母、祖父母と20歳以上の子、孫の間での贈与について1年間に限らずこの制度を選択してから相続開始までの間、累計で2,500万円までの贈与に対し、贈与税を課税せず、これを超過した分については一律20%の税率で贈与税を課税するのが「相続時精算課税制度」です。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

その名の通り、相続開始の際にすべての贈与財産を相続財産に加算して相続税を計算します。
(20%税率で納税した贈与税は相続税額から控除されます。)

贈与者ごとに暦年課税制度と相続時精算課税制度のいずれかを選択できますが、一度相続時精算課税制度を選択するとその贈与者からの贈与について暦年課税制度には、戻れません。また、最終的に相続財産が基礎控除以下で相続税がかからなければ無税で財産の移転ができる可能性があります。相続税がかかる場合には贈与した時点の評価ですべての財産が相続財産に加算されますので相続税の節税効果はありません。

■ 様々な贈与税の非課税特例

近年の傾向として、親世代の貯蓄を資金が必要な子世代、孫世代に一定の条件のもと一括で贈与を行い、これを利用してもらうことで経済の活性化につなげようと様々な非課税特例が設けられてきました。

具体的には①「住宅取得資金の贈与税の特例」、②「教育資金一括贈与の特例」③「結婚・子育て資金の一括贈与の特例」で、①②は最大1,500万円まで、③は最大1,000万円まで非課税で一括贈与が行えます。

これは暦年課税制度でも相続時精算課税制度でも併用が可能です。

ただし、現時点で①は令和3年12月31日まで、②③は令和5年12月31日までが期限となっております。

■ 今後の傾向について

贈与税は相続税を補完する税金といわれており、相続開始時に所有している財産に対して相続税がかかるから、相続開始前にこれを子や孫に移してしまうというのを抑制するために贈与税は相続税より高い税率構造になっています。

近年は上記の通り、むしろ贈与を推進するという政策のために非課税の特例が設けられてきました。ところが、国際的な流れもあり、相続税と贈与税の一体化という方向に大きく方針転換が行われようとしているといえます。あくまで憶測の域ではありますが、「将来的には相続時精算課税制度が贈与税の原則になるのではないか」などの見方があるのも事実です。わたしはこのような税制改正により節税対策の封じ込めを行うことを「税制あと出しじゃんけん」と言っておりますが、どのような手を出してくるのか今後の税制改正大綱に注目しましょう。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp